

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 7 年 11 月 7 日

新潟市長 中原 八一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 アクロスプラザ黒埼

所在地 新潟市西区善久字川中 697-1 外

設置者 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 今枝 哲郎
株式会社フジ・コーポレーション 代表取締役 多賀 瞳実

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位置 廃棄物等の保管施設 No. (配置図上の No.)	廃棄物等保管施設の容量
廃棄物等保管施設 1 図面 3-1 建物配置図 (変更前) のとおり	20.00 m ³
廃棄物等保管施設 2 図面 3-1 建物配置図 (変更前) のとおり	50.75 m ³
廃棄物等保管施設 3 図面 3-1 建物配置図 (変更前) のとおり	25.00 m ³
合計	95.75 m ³

(変更後)

位置 廃棄物等の保管施設 No. (配置図上の No.)	廃棄物等保管施設の容量
廃棄物等保管施設 1 図面 3-2 建物配置図 (変更後) のとおり	20.00 m ³
廃棄物等保管施設 2 図面 3-2 建物配置図 (変更後) のとおり	55.90 m ³
廃棄物等保管施設 3 図面 3-2 建物配置図 (変更後) のとおり	25.00 m ³
廃棄物等保管施設 4 図面 3-2 建物配置図 (変更後) のとおり	42.00 m ³
合計	142.9 m ³

3 変更する年月日

2. (1)に係る変更：令和8年6月28日（軽微な変更が認められた場合はその日以降）

4 変更する理由

店舗施設計画の変更のため。

5 届出年月日

令和7年10月27日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市西区農政商工課

7 縦覧期間

令和7年11月7日から令和8年3月7日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

新潟市経済部商業振興課

電話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp